

市営住宅・改良住宅の 入居者募集 (指定入居日4月1日)

募集住宅名・号数・間取り＝

- ① 2人以上の世帯向け住宅 (単身者不可)
 - ・片桐東団地G棟301号 (3階・3LDK)
 - ・西田中町地区小集落改良住宅60号 (2階建・3LDK)
 - ・西田中町小規模改良住宅B-92号 (2階建・3LDK)
- ② 単身者 (※他に要件あり) も応募可能な住宅
 - ・片桐東団地C棟104号 (1階・2LDK)
 - ・井路南住宅301号 (3階・3DK)

※単身者の応募要件等の詳細は入居申込案内をご覧ください。

家賃・敷金＝家賃は、住宅の大きさや入居者の収入などによって、金額が異なります

敷金は入居時家賃の3カ月分です

設備特記事項＝浴槽・給湯器は全ての住宅で設置済ですが、井路南住宅のみ給湯器を自己負担での設置になります。

照明器具、ガスコンロ等の設置・維持管理は自己負担となります

入居申込案内書の配布及び申込受付期間＝2月1日(木)～15日(木)8時30分～17時(土・日曜、祝日は除く)

受付場所＝住宅課 (市役所3階2番窓口)

※郵便での申し込みは受け付けません。

※申し込みは1世帯1戸に限ります。

※今回募集する住宅に給湯器・浴槽が設置されています。ただし、給湯器は井路南住宅のみ入居者にて設置していただく必要があります。

※申込時、印鑑(判子)を持参してください。

申込資格＝(①～⑤全て該当する人のみ)

- ① 夫婦 (指定入居日から3カ月以内に婚姻予定者を含む)・親子を主体とした家族。両親の片方とだけ同居するなど、世帯を不自然に分割した申し込みはできません。ただし、60歳以上の人や身体障害者手帳の交付を受けている人など、単身で申し込むことが可能な場合もあります。詳細はお問い合わせください。
- ② 市内に住んでいる (外国人は外国人登録済みの人) または、市内で働いている人で、住宅に困っている人 (例外あり)。
- ③ 基準収入 (月額) が15万8千円以下であること (例外あり)。
- ④ 入居予定者または入居予定者と現に同居、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ⑤ 本市住宅条例等に違反したことがないこと。

※詳しくは、「入居申込案内」をご覧ください。

※公開抽選は、2月19日(月)10時から市役所3階308会議室で行い、結果を当日中に住宅課前に掲示します。落選された人への結果の通知は行いません。

詳細・問合せ＝住宅課 (内線643・644)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちに
ご相談ください!



不用品を買い取って
もらうつもりが...

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

【事例】

不用品の購入業者が突然自宅にやってきた。二階にあるデスクトップのパソコンが不用だったので、二階に上がってもらった。業者はパソコンを査定したあとも居座り、勝手にタンスの中を物色しはじめた。「貴金属はないか」と聞かれ怖くなり「警察を呼びます」と言ったら帰って行った (70代女性)

不用品の購入業者が消費者の自宅に訪れ商品を買取る取引を「訪問購入」と言います。購入業者は消費者の自宅に突然訪問して買取りの勧誘をしてはいけません (いわゆる飛び込み勧誘)。しかし、事例のように突然訪問してくるようなルールを守らない業者も多く、高齢者を中心にトラブルが多くなっています。多くの購入業者は事前に消費者に電話をかけて、来訪の承諾を得ようとしませんが、勧誘のときは孫のようにやさしく話しかけ警戒心を抱かせないようにすることや、「海外支援」など親切心につけこみ来訪の承諾を得ようとしします。また、勧誘を断っている消費者に勧誘を続けることも禁止されています。消費者が断っても「売らなくてもよいから見てあげる」としつこく勧誘が続くことがありますので、「きっぱり」と断るようにならねばなりません。

訪問購入は法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。後のトラブルを防ぐためにも契約書面に商品の種類や数量、購入価格、業者名、住所、連絡先などが記載されているか確認するようにしましょう。

購入業者が長時間居座り怖い思いをするようなことがあれば迷わず警察に通報するようにしてください。